

平成22年度 第2回  
千葉市環境影響評価審査会

平成22年6月25日（金）

千葉市環境局環境保全部環境調整課

## 平成22年度第2回千葉市環境影響評価審査会

平成22年6月25日（金） 午後2時～

千葉市総合保健医療センター 4階会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 「千葉市環境影響評価等技術指針の改定」に関する審査について

(2) 「千葉市環境影響評価等技術指針の改定」に係る答申について

(3) その他

4 閉 会

### 配布資料

資料1 第1回審査会後の委員意見に対する事務局見解

資料2 修正後の千葉市環境影響評価等技術指針（案）

座席表

午後2時00分 開会

**【環境調整課長補佐】** それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成22年度第2回千葉市環境影響評価審査会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は本日の司会を務めます環境調整課課長補佐の古谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、環境保全部長の土屋よりごあいさつ申し上げます。

**【環境保全部長】** 平成22年度第2回の千葉市環境影響評価審査会に、お暑い中ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

まず最初に御礼を申し上げますけれども、前回の第1回審査会で五井火力発電所更新計画の環境影響評価方法書についてご答申をいただきまして、4月28日をもって千葉県知事あてに千葉市長の意見として提出させていただきました。本当にありがとうございました。

また、本日は、前回お願いしました千葉市環境影響評価等技術指針の改定につきまして、再度ご議論をいただくことになっております。皆様方におかれましては、ご専門の立場から忌憚のないご意見をいただきまして、生嶋先生はじめ改定の見直しにつきましておまとめいただければ幸いに存じます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**【環境調整課長補佐】** 審査会の開催につきましては、千葉市環境影響評価条例施行規則第95条第2項の規定により委員の半数以上の出席が必要でございます。委員総数16名のところ、本日は12名の委員さんにご出席をいただいておりますので、本審査会は成立していることをご報告いたします。

なお、本日は矢野委員さん、田口委員さん、櫻庭委員さん、三澤委員さんから欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、会議に先立ちまして、お配りしてあります資料の確認をさせていただきます。

お手元に会議次第、座席表、それから資料1といたしまして第1回審査会後の委員意見に対する事務局見解、資料2といたしまして修正後の千葉市環境影響評価等技術指針（案）でございます。それと千葉市環境影響評価条例関係例規集を用意してございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、条例施行規則第95条第1項の規定によりまして会長となっておりますので、以降の議事進行については生嶋会長にお願いしたいと思います。

**【生嶋会長】** それでは、今日3つ議事があります。その一つ目から始めさせていただきます

す。

傍聴者の方いらっしゃいますか。

【環境調整課長補佐】 傍聴者は今日はおりません。

【生嶋会長】 では、早速進めます。

今日は、先ほど部長さんがおっしゃったように、千葉市環境影響評価等技術指針の改定に関する2回目の審査会となります。委員の皆様へ配付しております資料1と2について、説明を事務局からいただきたいと思っております。その後、経過次第ではありますが、できましたら、議事2の答申までいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料1、資料2の説明をさせていただきます。

まず、資料1ですけれども、第1回審査会後の委員意見に対する事務局見解でございます。

第1回審査会後に、技術指針の改定に関するご意見をお二人の委員さんから頂戴しました。意見の数は9つございます。その各意見と、それに対する事務局の見解を述べさせていただきます。

まず1番目、新旧対照表6ページ、第2章第3の2、調査の実施のところ。「地域の環境の『現状』、これを『状況』に修正しているが、『状況(将来を含む)』のほうが後の文章(1)のなお書き、時間の経過に伴う変化)に合うのではないか」というご意見をいただきました。

それに関しまして、「状況」には、現在だけでなく過去から将来を含んでおり、なお書きはその説明と考えております。

このご意見につきまして、修正しない方向で考えております。

2番目ですが、表1の社会経済の状況、社会資本・環境整備、この項目について、「環境整備(上水道及び下水道の整備状況、……)の次に、『廃棄物処理の整備状況』を加えてはいかか」というご意見をいただきました。

このご意見に関しましては、委員のご意見どおり、追加させていただきたいと思っております。

次、3番目ですが、表3マトリクス表、動物/水生生物の項目について、「動物には生育環境が抜けているが必要ないか、(表2との整合を図っているが……。)」という意見でございます。

このご意見に対する事務局の見解ですが、用語の使い方として、「生育」は植物、「生息」は動物に使い分けしております。そのため修正はいたしません。

4番目ですが、表5の項目別の予測・評価の手法、予測内容廃棄物等の項目に関する意見でございます。「予測内容に下記の文章を入れたらいかがか。『対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が予定されている場合はそれを含む。』」

これは、委員の指摘どおり「なお」書きとして追加させていただきます。

次、5番目になります。表2、環境影響評価の対象とする環境要素、大気環境、悪臭の項目に関する意見でございます。「千葉市は悪臭の規制に臭気指数制度を導入しているので、環境影響評価の対象を『特定悪臭物質濃度』ではなく、『臭気排出強度』にすべきではないか」とのご意見をいただきました。

これに対する事務局の見解といたしましては、ご指摘のとおり、環境影響評価対象を「特定悪臭物質濃度」から「臭気排出強度」に修正いたします。

6番目ですが、表3マトリクス表、環境要素の区分、悪臭の項目に関する意見でございます。「千葉市は悪臭の規制に臭気指数規制を導入しているので、『特定悪臭物質濃度』ではなく『臭気排出強度』の影響を環境影響評価の対象とすべきではないか。」

これは、この通り修正させていただきたいと思えます。

7番目ですが、表4、項目別の調査の手法、悪臭の項目に関する意見でございます。ここも、同じように、「特定悪臭物質濃度」ではなく「臭気排出強度」にしてはどうかとご意見をいただきまして、同じように修正させていただきます。

次、8番目でございます。表5、項目別の予測・評価の手法、悪臭予測内容の項目に関する意見でございます。これも、先ほどと同じように、「特定悪臭物質濃度」ではなく「臭気排出強度」にしてはどうかとご指摘ございました。

これも同じように修正させていただきます。

次、9番目でございます。これも同じく表5、悪臭の予測方法の項目に関する意見でございます。こちらは、「予測方法の『（2）事例の引用・解析』、これを『（2）類似事例（TOER等）の引用・解析』に修正すべきではないか」とご指摘をいただきました。

これも委員さんのご指摘どおり修正させていただきます。

以上が、資料1の説明でございます。

次に、資料2です。今、委員の方々からいただきました修正内容を実際に指針の本文に入れて修正したものをこちらに示させていただいております。これは、今、資料1で番号2番から9番まで示させていただいたものを実際に本文の中に入れて修正したものでございますので、説明のほうは割愛させていただきます。

【生嶋会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご質問なり、ご意見がございましたらどうぞ。

前回の会議の内容を踏まえたものでも結構でございますので、よろしく願いいたします。

事務局のほうでは何かございますでしょうか。新たに何かあれば追加して下さって結構です。

【鎌野委員】 資料2の2ページ、第2章環境影響評価等の手順の部分に、(図1参照)とありますが、この図1は、省略されているということでしょうか。そして、それについては特に訂正がないと理解していいのでしょうか。図1は、どのあたりに入って、どのようなものなのでしょうか。

【事務局】 図1は省略しております。お手元に、条例集があると思いますが、125ページのフロー図が図1となります。

【鎌野委員】 図はこれだけですか。図2とか図3はないのですか。

【事務局】 はい。

【鎌野委員】 どうもありがとうございました。

もう1点なんですけれども、この技術指針改定のような場合には、改定後、いつから施行されるなどの記述は特に従来もなかったと理解してよろしいのでしょうか。もしよければ、そのあたりの日程を説明していただきたいと思います。

【事務局】 まだ日程は決まっておりませんが、審査会で答申をいただいた後、手続を進めて速やかに施行したいと考えております。

【鎌野委員】 日程が決まり次第記述されるのでしょうか。

【事務局】 はい。

【鎌野委員】 どうもありがとうございました。

【北原委員】 表の1の2ページ目の裏のところ、快適環境で景観の項目がありますが、ここでは景観の状況、景観資源の状況、主な視点の状況という記述になっています。表-2以降で言うと、例えば表-2の7ページ目では、例えば細目として景観資源、眺望地点、眺望景観という書き方がしてあります。表-3以降も全部そうになっています。景観の世界では、眺望が得られる場所を視点場という言い方をしますので、視点の状況を厳密に言えば視点場の状況となりますが、表-2以降の記述にあわせるとすると、ここは眺望の状況といったほうが項目とし

て統一がとれている気がします。

【事務局】 今の先生のご指摘は、表－1を主な視点の状況ではなくて、眺望の状況と記述した方がよいということでしょうか。

【北原委員】 主な眺望の状況という記述にしたほうが表－2以降と合うのかなという気がします。

【事務局】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【生嶋会長】 では、よろしく申し上げます。

他はいかがでしょうか。

1カ所を訂正いたしますと、他の場所と整合性を欠く場合も出てくるので、全体ができ上がるまで問題があるかと思えます。気がついた部分はできるだけ直しておいたほうがよいと思います。

おおむねご意見が出たと思いますので、議事1を終わって議事2に入ってよろしいでしょうか。

【各委員】 異議ありません。

【生嶋会長】 それでは、議事の2に移ります。

「千葉市環境影響評価等技術指針の改定」に係る答申についてでございます。

会長と副会長で、答申に盛り込むべき内容をつくっております。それを皆様に見ていただいて、これをたたき台にしていただきたいと思います。もちろん、きょうご議論いただいた内容は含まれておりません。

では、よろしく願いいたします。

(資料配付)

【生嶋会長】 先ほどと同じように修正箇所、内容を書いております。

説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、千葉市環境影響評価等技術指針の改定の方針に盛り込む意見を讀ませさせていただきます。

千葉市環境影響評価等技術指針の改定（案）は、次表のように修正することが望ましい。

1、表1、概況調査の調査事項、社会経済の状況、社会資本・環境整備。

環境整備の括弧書きに「廃棄物処理の整備状況、」を追加する。

2、表2、環境影響評価の対象とする環境要素、大気環境、悪臭。

「特定悪臭物質濃度」を「臭気排出強度」に修正する。

3、表3、マトリクス表、環境要素の区分、悪臭。

「特定悪臭物質濃度」を「臭気排出強度」に修正する。

4、表4、項目別の調査の手法、調査内容、悪臭。

「特定悪臭物質濃度」を「臭気排出強度」に修正する。

5、表5、項目別の予測・評価の手法、悪臭、予測内容。

「特定悪臭物質濃度」を「臭気排出強度」に修正する。

6、表5、項目別の予測・評価の手法、悪臭、予測方法。

「(2)事例の引用・解析」を「(2)類似事例(TOER等)の引用・解析」に修正する。

7、表5、項目別の予測・評価の手法、廃棄物等、予測内容。

予測内容に「なお、対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が予定されている場合はそれを含む。」を追加する。

以上でございます。

**【生嶋会長】** ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、ご意見がありましたらお願いいたします。

**【事務局】** 事務局から1つお伺いしたいのですが、先ほど先生からいただきました表1の景観のところですけれども、「主な視点の状況」を「主な眺望の状況」と修正する内容をこちらに加えていただいてはいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【事務局】** それでは、これは今回の盛り込む意見の中に追加させていただきたいと思います。

**【生嶋会長】** 答申の骨子としてこれでいかがでしょうか。これに今日の内容を加えるということでございます。

それでは、一旦ここで時間をとりまして、内容を取りまとめたものをつくりたいと思います。

**【事務局】** 事務局で眺望の部分を書き加えた形で修正したものを再度ご提示させていただきますので、少しお時間をいただければと思います。

**【生嶋会長】** 2時45分から再開いたします。よろしく申し上げます。

(休憩)

**【生嶋会長】** では議事を再開いたします。よろしく申し上げます。

今、お手元に案ができ上がりましたのでごらんください。

説明をお願いします。

**【事務局】** それでは、案を読み上げさせていただきます。

(別紙)

千葉市環境影響評価等技術指針の改定に対する意見。

千葉市環境影響評価等技術指針の改定(案)は、次表のように修正することが望ましい。

追加部分の8番でございます。表1、概況調査の調査事項、環境要素の状況、快適環境。このところの「主な視点の状況」を「主な眺望の状況」に修正する。

これが、本日の盛り込む意見に修正をいただく部分でございます。

【生嶋会長】 いかがでしょうか。

【立本副会長】 頭のところですけれども、事務的には、「改定に対する意見」がいいのか、「関する意見」がいいのか、どちらでしょうか。

【環境調整課長】 「関する」に修正させていただきます。

それと、今、つけ加えさせていただいた8番の項目ですけれども、もう一回直して、1番のところに繰り上げた形で入れさせていただいたほうがよろしいかなと思いますがいかがでしょうか。

【岡本委員】 それは後で、事務局の確認ということで議事を先に進めたらと。

【生嶋会長】 ありがとうございます。

【環境調整課長】 表のほうはこの形で後で直させていただきます。

【生嶋会長】 それでは、そういうことを念頭に入れて、この案で答申いたしたいと思いたす  
がいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【生嶋会長】 どうもありがとうございました。

では、平成22年4月22日付で、22千葉環境第120号で諮問を受けました。それに対する意見がまとまりましたので、市長のほうにお渡ししたいと思います。

では、よろしく申し上げます。

(生嶋会長から土屋環境保全部長に答申が手渡される)

【生嶋会長】 では、「その他」について事務局お願いします。

【事務局】 では、その他について、今後のスケジュール等を説明させていただきます。

ただいま答申を頂戴したことによりまして、現在のところ、本審査会で審議をお願いしておりました案件がすべて終了いたしました。

今後の審査会の開催につきましては、新たな審査案件の提出がありましたら、委員の皆様方にご連絡させていただきたいと思いたす。

**【環境保全部長】** 最後に、私どものほうから、会長さんに対する御礼を申し述べさせていただきます。

ただいま生嶋会長さんからいただきました環境影響評価等技術指針の改定の答申、本当にありがとうございました。

私ども、これは重要な事項として受けとめておりまして、早速改定の作業に入りまして、今後の環境影響評価の適正な運営に生かしていきたいと思っております。

本審査会の委員の皆様におかれましては既にご存じかと思いますが、国におきましても、現在環境影響評価法の改正案が国会に上程されており、今国会では成立ができませんでしたが、秋口の国会でまた審議が開始されるかと推測をしております。今回、戦略アセス等新しい内容が盛り込まれているようですが、その法が成立いたしますと、市のアセス条例も見直しを行っていく必要があります、審査会の先生方にまたいろいろな面でご負担をおかけするかと思います。引き続き、どうぞご協力いただきますようお願い申し上げます、御礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

**【環境調整課長補佐】** 事務局から1点報告がございます。

**【事務局】** 今後のスケジュールでございますけれども、ただいま、答申を頂戴し、この答申を参考にさせていただきますして改定の手続を進めさせていただきます。そして、今いただきました答申につきまして、皆様には写しを送付させていただきます。本答申により改定いたしました技術指針につきましても、でき上がり次第皆様に送付させていただきますと思います。

以上でございます。

**【環境調整課長補佐】** 以上をもちまして、平成22年度第2回千葉市環境影響評価審査会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後2時59分 閉会